

農業水利施設省エネルギー化推進対策事業交付金交付要綱

令和 7 年 7 月 31 日農地第 2 1 8 号

令和 8 年 5 月 19 日農地第 1 1 8 号

最終改正 令和 8 年 7 月 2 日農地第 2 1 1 号

(事業の目的)

第 1 農業水利施設は農業用水の供給だけでなく、市街地を含めた地域全体からの排水機能も有し、地域の防災・減災上、重要な施設であるが、維持管理費に占める電気料金等の割合が大きく、電気料金及び油脂費高騰の影響を受けやすい。電気料金等が高止まりする中、農業経営は厳しい状況にある。

このような中、農業者の負担軽減に資するとともに電気料金等の高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を進めることを目的として、農業水利施設管理者に対して電気料金及び油脂費高騰対策として農業水利施設省エネルギー化推進対策事業による交付金（以下「交付金」という。）を交付するものである。

なお、交付金の交付にあたっては、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 本事業の交付対象者は、第 3 の交付対象施設の管理者とする（個人は除く。）。

2 交付対象者は、農業水利施設のエネルギー使用量のおおむね 2 割削減に向けた取組として、別紙の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を 1 つ以上含む、原則 2 つ以上の取組を実施するものとする。

(交付対象施設)

第 3 本事業の対象施設は、次の（１）から（４）までをすべて満たすものとする。

（１）高圧、農事用電力 A（低圧）、低圧電力及び別途知事が認める契約種別のいずれかの電力を使用する農業水利施設（以下「水利施設」という。）であり、水利施設とは別表に掲げる施設とする。

（２）水利施設の管理者が公共機関を除く事業者（土地改良区、水利組合等）であること。

（３）第 5 により算定した電気料金及び油脂費高騰分計について、その全額を国、県、市町村等の補助金により充当されていないものであること。

（４）様式第 3 号の省エネルギー化推進計画（実績）に基づき、次の各号のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る施設とする。

ア 水利施設管理強化事業（国補助事業）の一般型、特別型及び連携管理保全型又は基幹水利施設管理事業（国補助事業）の一般型及び特別型の対象施設。

イ 直近 12 ヶ月の施設の維持管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管

理費、施設運営費、調査業務費、整備補修費、諸油脂費及び電力料をいう。)に占める諸油脂費及び電力料の割合が 25%以上であった施設管理者が管理する農業水利施設であること。

(事業の内容及び交付金額)

- 第4 本事業の交付金額は電気料金(基本料金、電力量料金、燃料費調整額及び再エネ賦課金)及び油脂費(灯油、軽油及びA重油)高騰分(令和2年度から令和7年度までの平均額と令和8年度の実績との差額)計の50%以内とし、千円未満は切り捨てる。
- 2 国、県、市町村等の補助金を水利施設の電気料金及び油脂費高騰分計の一部に充当している場合は、その充当している金額を電気料金及び油脂費高騰分計から差し引いた金額の50%を交付対象とする。
- 3 本事業による交付金は、令和8年度に限り交付するものとする。

(電気料金及び油脂費高騰分計の算定)

- 第5 算定の対象とする電気及び油脂の使用期間は、令和8年4月から令和8年9月までとする。ただし、令和8年度水利施設管理強化事業(省エネルギー化推進型)及び令和8年度基幹水利施設管理事業(省エネルギー化推進型)の対象となる施設は、令和8年4月から令和8年5月までの電気及び油脂の使用期間を算定の対象とする。
- 2 対象とする電気料金及び油脂費高騰分の算定にあつては、様式第1号の交付申請書に添付する「交付金申請額計算表(電気・油脂)」によるものとする。

(交付申請)

- 第6 交付金対象者は、様式第1号の交付申請書及び様式第3号の省エネルギー化推進計画(実績)を知事に提出する。また、様式第1号の交付申請書に添付すべき書類は当該様式で定めるものとする。
- 2 申請受付期日は次による。
- (1) 申請受付期日を令和8年12月25日とする。
- (2) 分割申請は認めない。

(交付の決定及び額の確定)

- 第7 知事は、第6により提出があつた交付申請書について、適当と認められる場合は、交付の決定及び額を確定し、様式第2号により申請者へ通知する。

(証拠書類等の保存期間)

- 第8 申請者は、申請の根拠となる関係書類を令和13年3月末日まで保存しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

この要綱は、令和8年7月2日から施工する。

別表

第3（1）における 水利施設	揚水施設、排水施設、ダム、頭首工、取水ゲート、排水ゲート、 ため池、加圧機場、その他知事が認めるもの。
-------------------	--